

特別養護老人ホームさくら爽利用契約書
【指定介護予防短期入所生活介護】

社会福祉法人 美楽会

介護予防短期入所生活介護施設利用契約書

_____（以下「利用者」という。）と社会福祉法人 美楽会（以下「事業者」という。）は、事業者が特別養護老人ホームさくら爽において、利用者に対して行う介護予防短期入所生活介護サービスについて、次の通り契約します。

（サービスの目的及び内容）

第1条 特別養護老人ホームさくら爽介護予防短期入所生活介護施設（以下「事業者」という。）は、介護保険法等の関係法令及びこの契約に従い、可能な限り居宅においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、事業者が管理運営する施設に短期間入所する利用者に対し、当該施設において入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練のサービスを提供します。

2 サービス内容の詳細は、重要事項説明書に記載のとおりとします。

（契約の有効期間）

第2条 この契約の契約期間は、令和 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

2 契約満了日までに利用者から事業者に対して書面により契約終了の申出が無い場合、かつ利用者が介護認定の更新で要支援者（要支援1 要支援2）と認定された場合、契約は更新されるものとします。

（代理人）

第3条 利用者は、代理人を選任してこの契約を締結することができ、また契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。

（連帯保証人）

第4条 利用者又は代理人は、この契約締結に当り、連帯保証人を立てるものとします。ただし、利用者に連帯保証人を立てる事がない相当の理由が認められる場合はこの限りではありません。

2 連帯保証人は利用者及び代理人と連帯して次の責任を負います。

- (1) 利用者が医療機関を受診する場合、受診手続きが円滑に進行するように協力すること。
- (2) 利用料の未納がある場合、利用者に代わって債務を保証すること。
- (3) 前号の利用者の債務保証については、極度額 50 万円を限度とする。
- (4) 連帯保証人が負担する債権の元本は、利用者又は連帯保証人が死亡した時に確定するものとする。
- (5) 連帯保証人の請求があったときは、事業者は連帯保証人に対し、遅延なく、利用料等の支払い状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての責務の額等に関する情報を提供する。

（介護予防短期入所生活介護サービス計画等）

第5条 事業者は、利用者の日常生活の状況及びその意向を踏まえて、利用者の介護予防サービス・支援計画書（ケアプラン）に沿って、サービスを提供します。また、入所期間が4日以上となる場合は、介護予防短期入所生活介護サービス計画を作成し、これに従って計画的にサービスを提供します。介護予防短期入所生活介護サービス計画を作成した場合は、利用者又は代理人に説明し、書面による同意を得た上でその写しを交付します。

2 介護予防短期入所生活介護サービス計画には、施設に入所してサービスを利用する期間（利用期間）を記載するものとします。ただし、利用期間を特定できない場合には、月・週等により予定の期間を記載するものとします。

3 事業者は、利用者又は代理人がサービスの内容や提供方法等の変更を希望し、その変更が介護予防

サービス・支援計画書の範囲内で可能な場合には、速やかに介護予防短期入所生活介護サービス計画の変更等を行います。

4 事業者は、利用者又は代理人が介護予防サービス・支援計画書の変更を希望する場合には、速やかに包括支援センター又は居宅介護支援事業者への連絡調整等の援助を行います。

(身体拘束の禁止)

第6条 事業者は、サービス提供にあたり身体的拘束等その他利用者の行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するためや緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

2 事業者は、前項ただし書きの規程に基づき身体的拘束の行為を行う場合には、利用者又は代理人に対し、事前に制限の根拠及び内容を十分に説明し、その内容について速やかに書面にて同意を得ます。

3 事業者は直ちにその日時、態様、利用者の心身の状況、緊急やむを得ないと判断した理由、当該行為が必要と判断した職員等及び当該行為を行った職員等の氏名その他必要な事項について、サービス提供記録書等に記録します。

(虐待防止)

第7条 事業者は、利用者の人権並びに虐待防止等のために、次に掲げる必要な措置を講じるものとします。

(1) 研修等を通じて、サービス従事者の人権意識の向上を図り、虐待の未然防止に努めます。

(2) サービス従事者の悩みや苦勞の相談体制を整え、サービス従事者が利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

(個人情報の保護)

第8条 事業者は、業務上知り得た利用者・代理人及びその家族等の個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

2 事業者は、文書によりあらかじめ利用者又は代理人の同意を得た場合には、市町村、医療機関、包括支援センター又は居宅介護支援事業者との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いることができるものとします。

(サービス提供の記録等)

第9条 事業者は、サービスを提供した際には、あらかじめ定めたサービス提供記録書等の書面に、提供したサービス内容等の必要事項を記入します。

2 事業者は、サービス提供記録書等に書面を作成した後2年間これを保存し、利用者又は代理人の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

(利用料等)

第10条 利用者又は代理人は、事業者に対し、重要事項説明書に掲げる介護予防短期入所生活介護サービスの負担金及び滞在費、食費その他の利用料を支払うものとします。

2 事業者は、利用料を改定したときは、利用者又は代理人に対してその旨を通知し、本契約の継続について確認するものとします。ただし、介護保険法等の法令改正により負担金の改定が必要となった場合には、改定後の金額を適用するものとします。この場合には、事業者は法令改正後速やかに利用者又は代理人に対し改定の施行時期及び改定後の金額を通知し、本契約の継続について確認するものとします。

(利用料等の滞納)

第11条 正当な理由なく事業者への利用者負担金支払いが1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告

したにもかかわらず 10 日以内に支払われなかった場合は、事業者は、この契約を解約する旨の催告をすることができます。

- 2 事業者は、前項の催告をした場合には、担当の包括支援センター又は居宅介護支援事業者及び利用者が住所を有する市町村等と連絡を取り、解約後も利用者の健康や生命に支障のないよう、必要な措置を講じます。
- 3 事業者は、前項の措置を講じた上で、利用者が第 1 項の期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、文書をもって本契約を解除することができます。

(利用者による契約解除等)

第 1 2 条 利用者又は代理人は、現にサービスを利用している期間を除き、事業者に対して本契約解除の意思表示をすることにより、この契約を解除することができます。

- 2 利用者は、事業者が定められたサービスを提供しなかった場合のほかこの契約に違反した場合には、直ちにこの契約を解除することができます。
- 3 利用者又は代理人は、いつでもサービスの利用を中止することができます。この場合には、利用者又は代理人は、速やかにその旨を事業者に連絡するものとします。
- 4 利用者又は代理人は、サービス利用の予定日の前日までに、サービス利用中止の連絡をしなかった場合には、重要事項説明書に定める金額のキャンセル料を、事業者を支払うものとします。

(事業者からの契約解除)

第 1 3 条 事業者は、次の場合において、利用者又は代理人に対し、その理由を記載した文書を交付することにより、契約を解除することができます。この場合には、事業者は、速やかに介護予防サービス・支援計画書を作成した包括支援センター又は居宅介護支援事業者にその旨を連絡します。

- (1) 利用者が、介護認定において自立又は要介護と認定された場合。
- (2) 利用者及びその家族が、事業者や介護サービス従事者又は他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの不信行為(身体暴力、精神的暴力、ハラスメント行為(厚生労働省 介護現場におけるハラスメント対策マニュアルの内容)等)を行った場合。
- (3) 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化するなど、当施設でのサービスの提供では適さないと判断された場合。

(契約の終了)

第 1 4 条 利用者が死亡した場合や介護保険施設等に入所し、又は要介護認定が受けられなかったこと等により、相当期間以上にわたり、介護予防短期入所生活介護サービスの利用が困難となった場合には、この契約は終了するものとします。

(損害賠償)

第 1 5 条 事業者は、サービス提供にあたって、利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、事業者の責に帰さない事由による場合はその限りではありません。

(緊急時の対応)

第 1 6 条 事業者は、現に介護予防短期入所生活介護サービスの提供を行っているときに利用者の体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、予め届けられた連絡先へ可能な限り速やかに連絡するとともに、主治医又は協力病院に連絡をとる等必要な措置を講じます。

(苦情対応)

第 1 7 条 利用者又は代理人は、提供されたサービスに関して苦情がある場合には、事業者、市町村または国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し出ることができます。

- 2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにし、苦情の申し出又は相談があった場

合には、迅速かつ誠実に対応します。

- 3 事業者は、利用者又は代理人が苦情申し出等を行ったことを理由として何らの不利益な取り扱いをいたしません。

(契約外の事項)

第18条 この契約及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重して、利用者又は代理人と事業者の協議により定めます。

(裁判管轄)

第19条 この契約に関して訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第1審管轄裁判所とします。

上記の契約を証するため、本書を2通作成し、各自が署名押印の上、利用者又は代理人と事業者が1通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

利用者 私は、この契約内容に同意し、サービスの利用を申し込みます。

住所

氏名印

代理人 私は、利用者本人の契約の意思を確認の上、本人に代わり、上記署名を行いました。

住所

氏名印 続柄 ()

勤務先

連帯保証人 私は、以上の契約につき説明を受け、連帯保証人としての責任について理解しました。

住所

氏名印 続柄 ()

勤務先

事業者 私は、この契約書に定める各種サービスを、誠実に責任をもって行います。

住所 岩手県奥州市水沢羽田町字水無沢506番6

(法人名) 社会福祉法人 美楽会

事業所 住所 岩手県北上市さくら通り3丁目7番7号

特別養護老人ホームさくら爽

代表者 施設長 塚本 恵 印

介護予防短期入所生活介護重要事項説明書

【令和6年11月1日現在】

1. 事業者経営法人

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 美楽会
主たる事務所の所在地	〒023-0132 岩手県奥州市水沢羽田町字水無沢506番6
代表者（職名・氏名）	理事長 井筒 岳
設立年月日	平成 11年 7月 8日
電話番号	0197-51-3111

2. 利用事業所の概要

利用事業所の名称	特別養護老人ホームさくら爽 指定介護予防短期入所生活介護	
サービスの種類	介護予防短期入所生活介護	
事業所の所在地	〒024-0084 岩手県北上市さくら通り三丁目7番7号	
電話番号	0197-61-5117	
指定年月日・事業所番号	令和6年4月1日指定	0370600868

3. 事業の目的と運営の方針

利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

4. 事業所の概要

(1) 構造及び居室等の概要

当施設は、完全個室、ユニット型の介護予防短期入所生活介護サービスを提供しています。

区分	数量・規模	備考
利用定員	10名	
建物の構造		鉄筋コンクリート造 3階建て2棟
居室	10室	全室個室 1室 11.24 m ² ～
		1ユニット定員 10名

浴 室	特殊浴槽(寝浴・座位浴)	さくら棟 各階に寝浴・座位浴設置
		きぼう棟 2ユニットに1カ所 寝浴設置 各階に座位浴設置
医 務 室	2 室	さくら棟 1 階 きぼう棟1階
そ の 他	さくら棟 地域交流ホール／相談室 きぼう棟 きぼうホール／理髪室／ケアステーション／職員休憩室	

※ 居室の変更：利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により変更します。又、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

(1) サービス内容

項 目	内 容
食 事	朝食 7 : 45～ 昼食 12 : 00～ 夕食 17 : 15～
介 護	食事介助、排泄介助、入浴介助、着替え介助、体位交換、シーツ交換、施設内移動の付き添い等
入 浴	入浴又は清拭を週 2 回以上行います。
機 能 訓 練	日常生活動作の維持又は向上を日頃の生活の中で実施します。
生 活 相 談	生活相談員に介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。
健 康 管 理	毎日健康チェックを行います。
理 容 ・ 美 容	ご希望あれば理容美容サービスを実施しています。
レクリエーション	利用者の状況に応じて企画します。

(2) サービス利用料金

利用料金は介護保険給付の対象となる料金（別表 1 「介護保険給付の対象となる料金表」）と事業所が定める料金（別表 2 「特別養護老人ホームさくら爽が定める料金表」）があります。

(3) 基本料金の減免措置

低所得者への減免措置については、制度の範囲内において実施します。

(4) 利用料金のお支払い方法

前記 (1) (2) の利用料金は、1 ヶ月ごとに計算し、翌月にご請求します。以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1 ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

※原則として現金でのお支払いには対応しておりません。

ア.金融機関口座からの引き落とし（毎月 26 日に引き落としとなります）

イ. 下記指定口座への振込み

口座名義 特別養護老人ホームさくら爽

金融機関 北日本銀行 北上支店 口座番号 7016983

6. 介護サービスの利用方法

(1) 利用日の予約について

契約している介護支援専門員をとおして予約をしてください。

(2) 介護サービス利用契約の終了

- ① 契約者の都合で利用契約を終了する場合
実際に介護サービスを利用しなければ、申し出によりいつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。
- ② 自動終了
- ・利用者が、他の介護保険施設に入所された場合
 - ・利用者が亡くなられた場合
 - ・利用者が、介護認定において自立又は要介護と認定された場合
- ③その他契約終了
- 以下の場合には契約終了後の予約は無効となります。
- ・利用者が介護サービス利用料金の支払いを正当な理由なく1カ月以上遅延し、相当期間を定めた納付の催告にもかかわらず、支払われない場合
 - ・利用者・その関係者から以下のハラスメント（厚生労働省 介護現場におけるハラスメント対策マニュアルの内容等）が認められた場合、契約解除となることがあります。
 - ①身体的暴力（回避したため危害を逃れたケースを含む）
 - ②精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり貶めたりする行為）
 - ③セクシャルハラスメント（意に沿わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）ただし、認知症等の病気又は障害の症状（行動・心理症状）として現れた言動はハラスメントといたしません。
 - ・やむをえない事情により、当施設を閉鎖又は縮小する場合

7. 利用の中止、変更、追加

- (1) 利用者がサービスの利用を中止（キャンセル）する際には速やかに下記までご連絡下さい。
- ・連絡先：特別養護老人ホーム さくら爽
 - ・電話番号：0197-61-5117
 - ・連絡時間：午前9：00～午後17：45
- (2) サービスの利用を中止する場合（入所予定期間の途中で退所する場合を含む）には、利用予定の前日営業時間内までにご連絡下さい。それ以降の中止については、次のキャンセル料を申し受けることとなりますのでご了承ください。

食費の キャンセル料	介護サービスの利用をキャンセルされる場合、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	利用予定の1日前に連絡の場合	キャンセル料は不要
	当日連絡の場合、1日分を請求させていただきます。	

- (3) 以下の場合に、利用途中でもサービスを中止する場合があります。
- ・利用者が中途退所を希望した場合
 - ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
 - ・利用中に体調が悪くなった場合
 - ・他の利用者の生命又は健康に重大な影響を与える行為があった場合
- 上記の場合、あらかじめ定められた連絡先に速やかに連絡を取る等必要な措置を講じます。
なお、原則的に病院への受診等のご家族での対応となります。
- (4) 利用期間の追加
- 利用期間中において、利用期間の追加を希望される場合、利用者又は代理人及び担当介護支援専門員と協議したうえで、居室(定員)に空きがある場合は利用期間を追加することができます。

8. 職員の配置状況

当施設は、利用者に対して介護予防短期入所生活介護サービスを提供するための職員として、以下の職種の職員を配置しています。

○日中については、各ユニットに常時1名以上の介護職員又は看護職員を配置

○夜間及び深夜においては、2ユニットごとに1名以上の介護職員を配置

○ユニットごとにユニットリーダーを配置

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

人員数は令和6年4月1日現在の数となっています。

職 種	職務内容	人 員	備考
施設長(管理者)	施設業務の統括	1名	短期兼務
副施設長	施設長の補佐	1名	短期兼務
医 師	入居者の健康管理、療養上の指導	1名以上	配置医師
生活相談員	入居者・家族の生活相談	2名以上	短期兼務
介護職員	入居者の日常生活の支援	60名以上	短期兼務
看護職員	入居者の健康管理及び診療補助	4名以上	短期兼務
管理栄養士	入居者の栄養管理及び指導 食生活管理及び指導	1名以上	短期兼務
機能訓練指導員	入居者の機能回復と減退防止	1名以上	短期兼務
介護支援専門員	施設介護サービス計画の作成	2名以上	短期兼務

9. 緊急時・事故発生時の対応

(1) 緊急時の対応

利用者に容態の変化があった場合には、医師に連絡する等必要な処置を講ずる他、代理人又は家族に速やかに連絡いたします。夜間は、看護職員等との連絡体制を確保しています。

(2) 事故発生時の対応

事故防止には、最善を尽くします。万が一、事故が発生した場合は、以下の点に留意して対応させていただきます。

- ① 介護サービス提供により事故が発生した場合は、利用者に対し必要な措置を講じるとともに、「緊急連絡先」へ速やかに連絡いたします。
- ② 事故を調査した結果に基づいて、ご家族等にその発生状況やその後の対応について、事実を十分に説明します。
- ③ 重大な事故の場合には、市町村(保険者)に事故報告書を提出いたします。

10. 非常災害対策

- (1) 防火管理者には、有資格者を充てています。
- (2) 火気取締責任者には、職員を充てています。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼し、点検の際は防火管理者が立ち会います。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するように努めています。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限に留めるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたる事としています。
- (6) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を、以下のとおり実施しています。

- | | |
|------------------------|-------|
| ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難） | 年 2 回 |
| ② 利用者を含めた総合避難訓練 | 年 2 回 |
| ③ 非常災害用設備の使用方法的の周知 | 年 2 回 |

(7) その他必要な災害防止対策について、必要に応じて対処する体制をとることとしています。

1 1. 個人情報の取扱

(1) 個人情報保護に関する方針

当事業所における個人情報の取扱については、別途定める「社会福祉法人美楽会 個人情報保護規程」に基づき、個人情報の保護に努めます。

(2) 個人情報の利用目的

個人情報の利用に当たっては、その利用目的を本人に明らかにします。又、あらかじめご本人の同意を得ることなく必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

1 2. 写真の掲載について

活動の様子などを、広報やホームページ、施設内掲示等を行い情報発信することや、行事などの際に写真撮影をします。

【お願い】 その写真の取り扱いについて利用者及び家族は、今後、社会福祉法人美楽会のホームページ及び施設が発行する広報誌、施設内での活動風景の掲示等への掲載について同意いただけますか。

同意します （写真・名前両方掲載可能 写真のみ 名前のみ）

同意いたしかねます

1 3. 虐待の防止について

(1) 施設は虐待の発生又はその再発を防止する為に指針を整備するとともに、職員に周知徹底を図り、虐待の防止の為に研修を定期的実施します。

(2) サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

1 4. 身体拘束について

(1) 介護サービスの提供に当たっては、利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

(2) 身体拘束委員会を随時開催し「緊急やむを得ない」かどうか判断し、観察、再検討を行い常にその解消のための検討に努めます。

(3) 「緊急やむを得ず」身体拘束を行う場合は、利用者又は家族に対して事前に口頭及び文書による説明を行い、併せて文書による同意を得ます。

1 5. 利用時のリスクについて

(1) 高齢者の特徴とリスク

当事業所は、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を提供する事業所であり、利用者がその有する能力に応じて快適な生活を送られるよう安全な環境作りで最大限努めておりますが、利用者の身体状況や病気に伴う様々な病状が原因によ

り、事業所利用時に下記のリスク（危険性）が伴うことを十分ご理解下さい。

高齢者の特徴に関してご理解をいただきましたら、□にチェック「レ点」をお願いします。

- 当施設は、原則的に身体拘束を行わないことから、転倒・転落による事故の可能性があります。特に、歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転落時による骨折、外傷、頭蓋内損傷の恐れがあります。
- 高齢者の骨はもろく、状態に配慮した介護や訓練でも容易に骨折する恐れがあります。
- 高齢者の血管はもろく、軽度の打撲でも、皮下出血がしやすい状態にあります。
- 加齢や認知症の症状により、水分や食物を飲み込む力が低下します。誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります。
- 高齢者であることや脳や心臓の疾患により、病状が急変すること又は突然亡くなる場合があります。
- 本人の全身状態が急に悪化した場合、ご家族やご本人の意向を確認のうえ、救急患者として受け入れが可能な限り、緊急に病院へ搬送を行うことがあります。

16. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口または第三者委員に直接ご連絡いただけます。

○ 苦情受付窓口

(受付窓口) 電話番号 0197-61-5117 FAX 0197-65-0026

(職名) 相談課長 中島 崇
生活相談員 夏井 良枝

○ 苦情解決担当者 施設長 塚本 恵

○ 第三者委員 加藤 マキ子 (63-4554)
島津 愛郎 (090-2971-1254)

(2) 行政機関その他苦情受付機関

北上市保健福祉部 長寿介護課 介護審査係	所在地 北上市芳町1-1 電話番号 0197-64-2111 FAX 0197-64-0287 受付時間 月～金(祝日、年末年始除く) 午前8時30分～午後5時
国民健康保険団体連合会	所在地 盛岡市大沢川原三丁目7番30号 電話番号 019-604-6700 FAX 019-604-6701 受付時間 月～金(祝日・12/29～1/3除く) 午前9時～正午 午後1時～5時
岩手県 福祉サービス運営適正化委員会 (社会福祉法人岩手社会福祉協議会)	所在地 盛岡市三本柳8地割1番3 ふれあいランド岩手2階 電話番号 019-637-8871・9718 FAX 019-637-9612 受付時間 月～金(祝日年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時15分

17. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下の通りです。

- (1) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いします。
- (2) けんか、口論、泥酔などで他の利用者へ迷惑をかけない様をお願いします。
- (3) 金銭・貴重品の管理は原則として利用者が管理し、事業所は紛失等の責任は負いません。
- (4) 利用者間や職員への金銭・物品・飲食の授受はご遠慮ください。
- (5) 施設内は、禁酒・禁煙とし、食品の持ち込み、持ち帰りは原則禁止します。
- (6) 火気の取り扱いは禁止します。
- (8) 職員がご自宅に訪問する際には、ペットをケージに入れる、リードにつなぐ等の協力をお願いします。職員がペットにかまれたり、負傷した場合、治療費等のご負担等をご相談させていただきます。

18. 第三者評価の実施について

当施設では第三者評価は受審していません。

(別表1)

介護保険給付の対象となる料金表

介護保険制度では、認定の介護度によって利用料が異なります。また、以下の負担額は保険給付の1日あたりの自己負担額であります。介護保険負担割合証に記載された割合によりご負担額が変わります。

① 施設利用料

介護度	介護報酬額	利用者の負担額		
		1割	2割	3割
要支援1	5,290円	529円	1,058円	1,587円
要支援2	6,560円	656円	1,312円	1,968円

※ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

※ 介護保険負担割合証に記載された割合により、負担いただきます。

② 加算利用料 ※要件を満たした場合に算定いたします。

	1割	2割	3割	
サービス提供体制強化加算(1)イ	22円/日	44円/日	66円/日	介護職員の総数のうち介護福祉士を80/100以上配置 または勤続10年以上の介護福祉士が35/100以上配置しています。
機能訓練体制加算	12円/日	24円/日	36円/日	機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士を1名以上配置している届け出を県に行っています。
療養食加算	8円/回	16円/回	24円/回	医師の発行する食事せんに基づき、療養食を提供した場合に1食単位で1日3回まで加算されます。
送迎加算	184円 (片道)	368円 (片道)	552円 (片道)	ご家族の希望により施設と自宅間での送迎を行います。
生産性向上推進体制加算(II)	10円/月	20円/月	30円/月	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を継続的に検討している。
介護職員等処遇改善加算	14%/月			介護職員の人材を確保し、適正サービスの質を保つための加算。1ヶ月の利用合計単位数に14%を乗じた額。

(別表 2)

特別養護老人ホームさくら爽が定める料金表

以下の介護サービスは、利用料金の金額が利用者の負担となります。

滞在費、食費につきましては負担限度額認定証に準じた額を負担していただきます。

区 分	金額・内容説明	
滞在費	1日あたり 2,066円	
食 費	朝食=530円 昼食=640円 夕食=530円 ・特別な食事や、追加食品、ご本人が希望される食品、し好品に関しては、別途費用の実費を請求いたします。	
食費の キャンセル料	介護サービスの利用をキャンセルされる場合、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	利用予定の1日前に連絡の場合	キャンセル料は不要
	当日連絡の場合、1日分を請求させていただきます。	
理美容代	実費	
預り金管理料	1日あたり 50円 ・現金・預貯金通帳・印鑑をお預かりした場合	
電 気 料	1品目 日額30円 (電気カミソリを除く)	
行 事 費	実費	
クラブ活動材 料費	実費	
クリーニング 代	実費 (施設での洗濯に適さないもの)	
コ ピ ー 代	1枚 10円	
診断書料	死亡診断書	7,000円
	身体障害診断書・意見書	5,000円
	特定疾患診断書	5,000円
	生命保険請求診断書	5,000円
	※消費税を含んだ料金です。	

※ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行なう1ヶ月前までに説明します。

【説明確認欄】

令和 年 月 日

介護予防短期入所生活介護をご利用にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者	特別養護老人ホーム	さくら爽
説明者	職名	
	氏名	印

私は、契約書及び本書面により、事業者から介護予防短期入所生活介護について重要事項の説明を受け、サービス提供の開始について同意します。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印
	続柄（	）